

海外療養費制度（海外渡航中に病気やけがで治療を受けた場合）

日本国内に居住する人が短期間海外渡航した時の制度で、海外渡航中に急な病気やけがでやむを得ず現地で治療を受けた場合に、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。基本的には、「日本国内の保険医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費（標準額）」か「領収明細書の金額（実費額）※」のどちらか低い額から、一部負担金を引いた額が、海外療養費として支払われます。

※実費額は支給決定日の外国為替換算率（売レート）で円換算します。

【注意事項】

- ・1年以上海外に滞在されているなど、生活の実態そのものが海外にある方を対象とした制度ではありません。
- ・「治療目的で渡航した場合」や「日本で保険適用になっていない治療」を海外で受けた場合は支給対象外となります。
- ・交通事故などの第三者行為または不法行為による病気やけがは支給対象にはなりません。
- ・海外の場合、同じ病気やけがでも、それぞれの国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。支給金額は日本国内で同様の治療を受けた場合を基準として決定されるため、実際の支払額と比べて大幅に少なくなる場合があります。
- ・民間の海外旅行損害保険などから保険金が支払われた場合でも、海外療養費の支給額を減額することはありません。

海外療養費申請の流れ

- 1 念のため、次の書類を持って海外へ渡航していただき、現地で医療機関を受診することになった場合に作成を依頼することをお勧めします。

診療内容明細書（FormA）・国民健康保険用国際疾病分類表

領収明細書（FormB）・領収明細書（歯科）、診療内容補足説明書

- 2 海外で診療を受けた時、診療内容明細書（FormA）及び領収明細書（FormB）（歯科の場合は領収明細書（歯科））、必要に応じ、診療内容補足説明書を医師等に記入してもらってください。診療内容明細書・領収明細書は、受診者ごと、病院ごと、月ごと、入院・外来ごとに作成してください。

- 3 2で記入してもらった診療内容明細書（FormA）などは日本語の翻訳文をご用意ください。

提出書類に外国語表記がある場合は、すべて日本語の翻訳文が必要です。

なお、翻訳者はどなたでも結構です。翻訳された方のお名前・ご住所をご記入ください。

また、翻訳が不十分な場合は、再度翻訳をお願いする場合があります。

- 4 下記「申請に必要なもの」を持参し、保険健康課保険年金担当窓口で申請してください。

申請に必要なもの

(1)療養費支給申請書

(2)担当医師等が記入した診療内容明細書（Form A）

(3)担当医師等が記入した領収明細書（Form B）（歯科の場合は領収明細書（歯科））

必要に応じて診療内容補足説明書 ※領収明細書・補足説明書の金額は現地通貨で記入すること

(4)海外で支払った医療費の領収書（原本）

(5) ((2)～(4)が外国語表記の場合) それぞれの日本語の翻訳文

(6)調査に関わる同意書

(7)旅券（パスポート）の写し（出入国印が押してあるもの）

※海外診療を受けた日に渡航していたことを確認させていただきます。

※自動化ゲート通過等で出入国が確認できない場合には、航空券（電子航空券の写しでも可）、

査証等、海外渡航の事実が確認できるものをお持ちください。これらが無い場合には、法務省の出入（帰）国記録に係る開示請求による記録の写しをご提出いただく場合があります（発行には手数料がかかりますが、申請者の負担となります）。

(8)国民健康保険資格確認書またはマイナ保険証（マイナンバーカード）

(9)世帯主の名義の口座がわかるもの（通帳等） ※世帯主口座ではない場合は委任状が必要です。

※留意事項

- ・医療機関等に費用を支払った日の翌日から2年以内に申請してください。
- ・現地医療機関へ診療内容の照会を行う場合があるため、申請の際に調査に関わる同意書を提出していただいておりますので、ご了承ください。
- ・申請書類の記載内容に不備・不明な点があるときは、確認書類等の再提出をお願いすることがあります。
- ・申請受付後、福岡県国民健康保険団体連合会において診療内容明細書・領収明細書等の審査があるため、3ヶ月以上時間を要します。